

国際シンポジウム「選挙が変われば暮らしが変わる」

♪モノトーン議会からオーケストラ議会へ♪

4.20.2018

東京ボランティア・市民活動センター

メモ 文責 星川まり

ノルウェー王国大使館参事官 トム・クナップスクーグさん

(前半メモ取れてません、ごめんなさい)

19 の県（広域自治体）と、市町村＝コミューネ（基礎自治体）428 にそれぞれ議会があり、任期は4年。解散はなし。9月初旬の月曜日に投票を行う。その年の年末までに18才になる人に選挙権。立候補も同じく。

北欧（デンマーク・スウェーデン・スカンディナビア・フィンランド・アイスランド）の人でノルウェーに住民登録があれば投票権を持つ。その他の国の人も、3年間ノルウェーに住民票があれば同じく。

政党登録なしでも、立候補できる。名簿案を作成して選管承認を受ける（無料）→投票用紙になる。

地方選挙では自分の票を1票として何名でも加算できる。

市議会選挙では他政党の候補者の名前も、手書きで欄外に加える事ができ、これは投票数に反映される。

クオータ制はない。自由。例えば少数民族の人たちが19県全てから国会に出ている。しかし実際には男女バランスが「40%以上か同数」というのが、ほぼ全政党の方針になっていて、そうでなければ有権者から票を取れないと考えている。

ニュージーランド大使館一等書記官 テサ・バースティークさん

ニュージーランドは1院制で、120議席、人口が500万人弱なので、市議会などもあるが、実質中央政府でやっている。

1 国会の女性議員について

MMP（小選挙区比例代表制）1996年に採用

ドイン方式 2種類の投票用紙 政党と自分の選挙区の候補者を選ぶ。

例えば労働党が50%得たら、120議席の半分の議席が割り当てられる。

残りの議席はリストから。

それ以前は、大政党だけでチェック&バランスが悪かったのが改正した(小選挙区の弊害)。改正の理由は「女性」や「少数民族」ではなかった。

2 世界初女性投票権の国

(写真) 現在のジャシンダ・アーダーン首相と、国家元首総督、最高裁判長

‘80年代から女性が増えた。2人の議員が乳児を連れて国会へ。議長が抱っこ(写真)この時、議題はちょうど育児休暇の有給額を増やす議論だった。比例代表にして21から29%に女性が増えた。比例代表リストに女性を入れることで増やせた。選挙区でたたかう必要がなく、政党内のリストに入れば良い。でも保証はできない。

国民党と労働党が2大政党

クオータ制ではないが、2大政党が女性を増やそうとしている。

国民がそれを期待していると思っている。

3 国民レベルから始まった「(女性議員を)迎える環境」の整備＝立候補したいと思わせること。

クリティカル・マス(一定数)増えれば、そこからはますます増える。

女性議員が「ノーマルなこと」になれば。

ヘレン・クラーク 9年間務めた(37代)首相。その9年のうちに育った子供が次に男性の首相が決まった時に「男性でも首相になれるの?!」とびっくりしたという逸話。

4 サポート・メカニズム

‘80年代から国会には授乳室が完備。育児休暇は6ヶ月取れる。国会期間が長い、デイケアが不足してしまうなどの課題はある。

まとめ

国として国会議員に女性進出させてきた。比例代表制で促進できた。自動的な保証ではなく、政党の努力と国民の要求によるものだ。長い道のりを誇りに思うが、まだ50%にはなっていない。

韓国大使館参事官と領事官(選挙官)兼務 キム・デ・イルさん

今日は金曜日で、韓国では「燃える金曜日」（デモに行っていてこんなところにはいないだろう）。笑

1

クオータ制を採用して 18 年。2000 年に法改正した。その立法化に関わった。フェミニズムの男性学者、政治家も参加していた。（世界共通と思うが）人口は女性が多いのに政治の場には少なかったので注目した。女性にとっての環境が悪かったことと、当時は保守系の政権だったため、女性の政治参加を求めるには政党に任せるだけでなく法制化が必要と考えた。

2

公職選挙法と政治資金法

・公職選挙法

- （１） 比例代表の 50%奇数に女性をリストする 政党の 1 番目が女性になる。
規定に反していたら登録無効＝義務化（地方議員のみ）。
- （２） 国会と地方議会の 30%女性を「努力条項」とし、強制義務はない。
- （３） 地方議会では女性候補を一定クオータ制＝1 名以上公認する。しないと登録無効、政党が公認しても女性が受けなければ登録は無効。

・政治資金法

政党の「10%以上女性とする発展のために使う」規定。

（グラフ）制度改善

国会では 2000 年当時義務ではなかったので 1996 年と 2000 年に大きな違いがない。その後登録無効罰則にしたので（女性議員比率が）上がって行く。地方議会では 2002 年、大きく増えた。増えていない（区）はクオータ制を広域のみに採用、2006 年広域と同じく基礎議会にもクオータ制を導入したので、2010 年、2014 年と区町村が広域を上回った。

3

女性の数的代表性の増大（国会議員誕生）と、女性の質的代表性の増大、女性の専門性と力量

女性の質的代表性とは、女性関連法充実、国民安全社会統合へ。

専門性と力量は、議会内で権限を持つ女性委員長・議長など、政党を超え女性同士の連携で関連問題に取り組むこと。

政治文化の変化＝発議、秘書、補佐官を女性が担当するようになって、役割、

機能など女性差別が減ってきた。

行政における女性の割合が上がると政府対応が変化した。

女性政策専門の「女性家族省」を設立した。

国民の投票行動の変化

女性有権者の投票と行動に変化が生まれ、小選挙区でも女性が当選することが増えた。

4

改善の方法（案）

国会 努力条項から義務条項へ 比例代表の議席自体も増やす

地方議会 義務化 首長選挙で女性公認の強制化

まとめ

制度を変えてみよう

儒教文化が韓国は強いので難しかったが、政党中心の改革で 18 年目になる。

この間で、女性議員は 17%から 25%に増えた。女性大統領も。

人口単位として 4~50%にアップしたい、そのためにはこれからも女性自身も認識変化を続けて欲しい。社会からの配慮としては能力を発揮できる場を見つけること、作ること、ではないだろうか。

女性団体の役割は大きい。成果を自分のものにする団体はまだ少なかった。もっと高い水準を目指すため 50%を目標に。能力ある女性政治家の発掘が大事。政治教育に積極的な取り組みを。

日本でも 4/11 衆議院で「政治分野における男女共同参画推進法」が採択された、良い動きだ。これを実効性のあるものにするために、公職選挙法に条項を設けるなど必要。儒教社会では制度改善からが良いのでは。

以上

